

## 裁判所和解勧告受諾にあたっての声明

2018年2月8日

グリーンディスプレイ青年過労事故死裁判弁護団  
グリーンディスプレイ青年過労事故死裁判を支援する会  
原告 渡辺淳子

- 1 本日、原告は、横浜地方裁判所川崎支部民事部の裁判所和解勧告を受諾しました。

裁判所は、和解勧告において、過労死が深刻で大きな社会問題であり、過労死等防止対策推進法で過労死の撲滅が求められていることを踏まえ、「本件の悲惨さと、大学卒業後に未来を絶たれた被害者の亡航太の無念さ、その遺族である原告らの悲痛な心情と極度の落胆と喪失感に思いを致すとき、社会的な意義をも有する民事訴訟を担当することのある裁判所においても、無視することは許されない」と決意表明しました。そして、裁判所は、本件和解が過労事故死を防止する新たな社会規範となること、被告が謝罪・再発防止を示し賠償金を支払う和解による解決が「慰霊のための何よりの策となる」と考え、和解を勧告しました。

私たちは、裁判所への深い敬意とともに本和解勧告を受諾するものです。

- 2 本訴訟は、最愛の息子の渡辺航太さんの早すぎる死にさいなまれ深い絶望のなかにあった原告渡辺淳子さんが、航太さんの名誉に賭けて過労による帰宅途上の事故についての会社の責任を追及し、若者の過労死を繰り返さないために、一周忌であった2015年4月24日、提訴しました。

原告の訴えは、全国の多くの市民の共感を呼び、グリーンディスプレイ青年過労事故死裁判を支援する会を中心に結集し、原告の想いと願いを受け止め、全力で支え、広汎な支援を繰り広げました。

今回大きな成果は、原告の必死の訴えと弁護団の奮闘、多くの支援者の運動と、過労死の撲滅を願い、二度と被害者を繰り返してはならないと願う広汎な世論の力、そして人権救済の砦としての責務を深く自覚した司法の良心が一体となり実現したものです。

- 3 裁判所は、企業には労働者の通勤方法についても安全配慮義務を負うという法規範を打ち立て、グリーンディスプレイ社に義務違反があることを断罪しました。本件は、通勤退勤途上の過労事故について会社の責任を明らかにした点で、画期的な先例としての意義があります。

同様の過労事故死は、深夜不規則労働の職場など、公共交通機関を利用して安全に通退勤できない多くの職場において、再び繰り返されうるものです。本件を機に、過労事故を防ぐ企業の責任が我が国において法規範・社会規範となり、各企業において対策が進み、過労死防止対策が前進することが期待されます。

グリーンディスプレイ社は、再発防止策として、EUでは最低基準とされているものの我が国の労働法では定めのない11時間の勤務間インターバルを先駆的に導入する他、過労事故防止のため深夜タクシーチケット交付制度の導入すること等確約しました。グリーンディスプレイ社が、事故を引き起こした責任に対する深い反省と謝罪のもと、今なお過労死を繰り返す企業社会においてあるべき模範を示し続けることを決意し、再出発することを期待します。

- 4 本件が勝利和解によって終結しても、航太さんが淳子さんと共に暮らした家に帰ってくることは二度とありません。航太さんの短い生涯と引き替えに残されたこの和解が、地球よりも重い一人ひとりの命を大事にする社会を創る希望となることを願うものです。